

14 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の運用実績

(I-1-①-1、I-1-①-2、I-1-①-3、I-1-①-8、I-1-①-11、I-1-①-12、I-1-②-1、I-1-②-2、I-1-②-3、I-1-②-8、I-1-②-12、II-3-②-1、II-3-②-5、II-4-②-6関係)

市条例は、川崎市環境基本条例第2条に定める「市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。」という環境政策の理念に基づいて、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保する分野を担うための施策実施条例であり、地域の環境管理に一義的に責任を持つものとし、平成12(2000)年12月20日から施行しています。令和5(2023)年度の市条例の運用実績は以下のとおりです。

(1) 許可状況等

ア 指定事業所数、設置許可数等

指定事業所とは、大気汚染物質、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生させることにより、公害を生じさせるおそれのある事業所のことをいいます。

指定事業所数、設置許可数等【令和5(2023)年度】

年 度 始 指 定 事 業 所 (第17条等関連) (A)	年 度 の 増 減 数					年 度 末 指 定 事 業 所 (A) + (B) + (C) + (D) - (E) - (F)
	現 況 届 出 (第29条) (B)	既 設 届 出 (附則第6項) (C)	設 置 許 可 (第17条) (D)	許 可 失 効・取 消 (第27、28条) (E)	廃 止 届 出 (第26条) (F)	
2,804	0	0	17	0	21	2,800

イ 事業開始

指定事業所の許可を受けた者が事業を開始するときは、届け出ることが規定されています。

令和5(2023)年度の事業開始届出(第21条)数は16件でした。

ウ 変更許可数等

指定事業所が指定作業の追加等の変更を行う場合、公害の防止上重要な変更をするときはあらかじめ許可を受けなければなりません。公害の防止上比較的重要なものは変更事前届出、軽易なものについては事後届出が規定されています。

変更許可数等【令和5(2023)年度】

変 更 許 可 (第22条第1項)	変 更 許 可 中 止 届 出 (第22条第3項)	変 更 事 前 届 出 (第23条)	計 画 変 更 等 命 令 (第23条)	変 更 事 後 届 出 (第24条)	承 継 (第25条)
53	0	11	0	143	10

エ 環境配慮書関係

一定数以上の従業員数や一定規模以上の建物の床面積・焼却能力の指定施設を有し、環境への配慮が必要と認められる指定事業所は、具体的な配慮事項を掲げ、それに対応して環境負荷を低減するための環境配慮書を作成しなければなりません。

環境配慮書関係（第30条関係）【令和5（2023）年度】

環境配慮書	配 慮 項 目 別 の 内 訳					
	環境 負荷低減	化学物質	自動車 排出ガス	温暖化 物質	廃棄物	組織 体制
40	38	38	3	12	38	38

オ 環境行動事業所関係

国際環境規格ISO14001の認定取得等により事業所の環境管理・監査の体制を確立し、それを実施し、かつ、その取組を自ら公表している事業所を、条例では申請に基づき環境行動事業所として認定し、指定事業所の手続を一部免除しています。

環境行動事業所関係【令和5（2023）年度】

年度始 環境行動 事業所 (第32条等関連) (A)	年 度 の 増 減 数					年度末 環境行動事業所 (第32条等関連) (A) + (B) - (C) - (D)
	認定数 (新規) (B)	認定数 (継続)	変更 届出	認定の 失効 (C)	認定の 取消 (D)	
32	0	11	31	0	0	32

カ 事故時応急措置等完了報告書数

市長は、大気汚染、悪臭又は水質汚濁により公害が生じ、又はそのおそれが生じたときに、事業者が応急の措置を講じていない、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。当該命令を受けた事業者は、命令による措置をとった後に、速やかにその旨を市長に報告することが規定されています。

令和5（2023）年度の事故時応急措置等完了報告（第51条関係）数は0件でした。

キ 不飽和ポリエステル樹脂塗布作業数

不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を伴うガラス繊維強化プラスチック製品の製造の作業を、指定外事業所において、反復し、又は継続して行おうとする事業者は届出の義務が規定されている。

令和5（2023）年度の不飽和ポリエステル樹脂塗布作業（第58条関係）数は0件でした。

ク 大型小売店における夜間小売業届出数

法律で規定している大規模小売店舗（1,000 m²を超える）に該当していない一つの建物内において、条例では、店舗面積が500 m²を超える店舗（大型小売店）を届出対象としている。夜間小売業を営もうとする大型小売店は届出の義務が規定されています。

令和5（2023）年度の大型小売店における夜間小売業届出（第64条の2関係）数は5件でした。

ケ 開発行為等に関する工事調書

一定要件の開発行為等の工事を行う事業者に対して、遵守すべき事項を定めるとともに、工事公害の防止に関する書面の作成、提出を規定しています。

開発行為等に関する工事調書（第66条関係）【令和5（2023）年度】

工事調書	（1）騒音及び振動の防止	（2）粉じんの発生の防止	（3）汚水の流出の防止
60	60	60	60

コ 建築物等解体等作業に係る石綿の飛散防止関係

建築物等の解体等作業におけるアスベスト飛散防止対策として、石綿含有建築材料の事前調査結果、石綿排出等作業に係る実施届出、石綿濃度の測定計画及び測定結果並びに作業完了報告を規定しています。

建築物等解体等作業に係る石綿の飛散防止関係【令和5（2023）年度】

石綿排出等作業 実施届出書 （第67条の5）	石綿濃度測定 計画届出書 （第67条の6）	石綿濃度測定 結果報告書 （第67条の6）	作業完了報告書 （第67条の7）
52	49	51	429

サ 環境負荷低減行動計画書関係

一定規模以上の指定事業所については、事業者がその事業内容や事業所の形態等に応じて、環境負荷の低減に努めるとともに、組織体制の整備を定めた環境負荷低減行動計画書を自ら作成することとしています。

環境負荷低減行動計画書関係（第73条関係）【令和5（2023）年度】

環境負荷低減 行動計画書届出	行 動 別 取 組			
	事業活動概要	取組状況	行動目標	取組結果報告
60	30	30	30	30

シ 土壌関係

土壌及び地下水汚染の防止として、市は、地下水の汚染を認めた場合に必要限度において、その原因調査を行うことについて、関係者に対し協力を求めることができるとしているとともに、特定有害物質等を製造等していた事業者自らが敷地内の地下水の汚染の状況を把握するように求めています。また、土壌汚染のおそれのある土地について、土地改変等の機会に合わせて、事業者又は土地所有者に対し資料等調査及び土壌調査等の実施、汚染土壌等の処理対策等の実施等に係る義務を課しています。

土壌関係（第81条他関係）【令和5（2023）年度】

資料等調査 結果報告書 (第81条第1項)	土壌調査等 (詳細調査) 結果報告書 (第81条第2項)	土壌調査等 (搬出土壌調査) 結果報告書 (第81条第2項)	汚染土壌等 処理対策 実施計画書 (第82条第2項)	汚染土壌等 管理 実施計画書 (第82条第3項)	汚染土壌等 処理対策 実施報告書 (第82条第4項)
40	7	34	13	30	22

ス 地下水関係

地下水を揚水する者全般に対し、地下水の揚水による地下水及び地盤環境への影響を防止するため、適正な揚水に努めることについて、努力義務を課している。また、動力を用いて地下水を揚水しようとする事業者について一定規模以上の揚水施設、又は一定以上の地下水の量を揚水しようとする場合あらかじめ許可を受けなければならないことを規定しています。

地下水関係（第88条他関係）【令和5（2023）年度】

揚水許可 (附則第3 項の許可含む)	揚水届出 (附則第7 項の届出含む)	揚水変更 許可	許可揚水者 変更届出	届出揚水者 変更届出	揚水承継	揚水 取りやめ
0	0	0	7	9	0	3

セ 貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請関係

自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減を図るため、指定荷主及び指定荷受人に対して、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請する義務を課しており、この実施状況を報告することを規定しています。

令和5（2023）年度の貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（第99条の2関係）数は111件でした。

ソ 建築物に係る環境への負荷の低減関係

サステナブル（持続可能な）建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境配慮の取組内容の届出を行うことを規定しています。

特定建築物環境計画書関係（第127条の4関係）【令和5（2023）年度】

特定建築物 環境計画書 届出 (第127条の4)	特定外建築物 環境計画書 届出 (第127条の8)	特定・特定 外建築物 環境計画書 届出 (第127条の4、8)	特定・特定 外建築物 環境計画書 変更届出 (第127条の5、8)	新築等の 取り止め 届出 (第127条の6、8)	工事完了 届出等 (第127条の7、8)	分譲共同住宅 環境性能表示 届出 (第127条の11、14)
57	0	57	43	0	24	13

(2) 改善指示、立入検査等

令和5（2023）年度の改善指示、立入検査等の実績は次のとおりです。

ア 改善等指示

令和5（2023）年度の改善等指示の総数は315件でした。件数の内訳は、騒音・振動関係（第49条他）が85件、飲食店営業騒音関係（第62条他）が39件等でした。

イ 勧告・措置命令

令和5（2023）年度の勧告、措置命令は0件でした。

ウ 報告徴収

令和5（2023）年度の報告徴収の総数は653件でした。件数の内訳は、大気汚染物質規制関係（第40条他）が287件、地盤沈下関係（第88条他）が233件等でした。

エ 立入検査

令和5（2023）年度の立入検査の総数は1270件でした。件数の内訳は、石綿飛散防止関係（第67条の2他）が911件、水質関係（第45条他）が147件、悪臭関係（第43条他）が49件、屋外燃焼関係（第56条他）が29件、大気汚染物質規制関係（第40条他）が43件等でした。

指示、勧告、措置命令等の統括表【令和5(2023)年度】

	改善等指示	勧告	公表	措置命令						許可取消	報告徴収	立入検査等
				改善命令	除去命令	撤去命令	停止命令	その他の措置命令	計			
許可関係 (条例第17条他)	0	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
環境配慮書関係 (条例第30条他)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0
大気汚染物質規制関係 (条例第40条他)	8	—	—	0	0	0	0	0	0	0	283	45
粉じん規制関係 (条例第41条他)	32	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	50
悪臭関係 (条例第43条他)	29	—	—	0	0	0	0	0	0	0	1	64
水質関係 (条例第45条他)	10	—	—	0	0	0	0	0	0	0	95	147
騒音・振動関係 (条例第49条他)	85	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	28
事故時関係 (条例第51条他)	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	6	5
緊急事態関係 (条例第52条他)	0	—	—	—	—	—	—	0	0	—	0	0
屋外燃焼関係 (条例第56条他)	14	—	—	—	—	—	—	0	0	—	0	29
炭化水素系物質施設関係 (条例第57条他)	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
樹脂塗布作業関係 (条例第58条他)	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
飲食店営業騒音関係 (条例第62条他)	39	0	—	0	—	—	0	0	0	0	0	3
石綿飛散防止関係 (条例第67条の2他)	115	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	911
環境負荷低減行動計画関係 (条例第73条他)	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	0
土壌・地下水関係 (条例第78条他)	0	0	0	—	—	—	—	0	0	0	31	12
地盤沈下関係 (条例第88条他)	0	0	—	—	—	—	—	0	0	0	233	2
化学物質関係 (条例第95条他)	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	0
自動車関係 (条例第104条他)	8	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0	8
建築物に係る環境への負荷の低減関係 (条例第127条の4他)	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	649	1,304

(3) 市条例及び同施行規則の改正状況（令和5（2023）年度実績）

ア 施行規則の一部を改正する規則（令和6年3月29日川崎市規則第20号）

(イ) 改正の主な内容

- a 六価クロム化合物の排水基準及び地下水の浄化基準を改めました。（別表第11、別表第16）
- b 六価クロム化合物の測定方法を改めました。（別表第11、別表第16）
- c 日本標準産業分類の改正に伴う改正を行いました。（規則第9条、規則第14条第1項、規則第47条第1項）

(ロ) 改正理由

- a 水質汚濁防止法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、当該規定との整合を図るために改正を行いました。
- b 排水基準及び地下水の浄化基準における物質の測定方法を定める告示の一部が改正されたことに伴い、当該規定との整合を図るために改正を行いました。
- c 日本標準産業分類が改正されたことに伴い、当該規定との整合を図るために改正を行いました。

(ハ) 施行期日

令和6（2024）年4月1日